北海道オホーツク総合振興局告示第119号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和８年10月19日

北海道オホーツク総合振興局長　大浦　正和

１　入札に付す事項

（１）契約の目的の名称及び数量

物品の売払契約（スクラップ（鉄くず））　37.95ｔ

※上記数量は、当振興局で測量した概数であるため、買受人に引き渡す数量とは誤差が生じることがあり、当該数量の受け渡しを保証するものではない。

実際の数量、品質・規格等については、下見による現地確認の結果等を参考に各自で判断の上、入札金額を見積もること。

なお、下見せずに入札に参加した者は、下見をしたこととみなすことにする。また、下見をする際は11の（６）に了承を得てからすることとする。

（２）契約の目的の仕様等　　仕様書による

（３）搬出期限　　令和８年12月11日（金）

（４）引渡場所　　常呂郡訓子府町

２　入札に参加する者に必要な資格

令和８年北海道オホーツク総合振興局告示第119号に規定する物品の売払契約に関する資格を有すること。

３　契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課

４　入札執行の場所及び日時

（１）入札場所　　網走市北７条西３丁目　オホーツク合同庁舎３階３号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585　網走市北７条西３丁目　北海道オホーツク総合振興局総務課）

（２）入札日時　　令和８年11月10日（火）午後１時30分（送付による場合は、同月９日（月）午後５時までに必着）

（３）開札場所　　（１）に同じ。

（４）開札日時　　（２）に同じ。

５　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは､入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

６　契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

７　郵便等による入札の可否

認める。

８　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項

の規定により定めた予定価格の制限以上で最高の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

９　落札者と契約の締結を行わない場合

（１）落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

（２）契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10　契約書作成等について

（１）この契約は契約書の作成を要する。

（２）落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

11　その他

（１）無効入札

開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２）低入札価格調査の基準価格

設定していない。

（３）最低制限価格

設定していない。

（４）入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等相当額を含めた額とする。

（５）契約に関する事務を担当する組織

ア　名称　　北海道オホーツク総合振興局総務課

イ　所在地　　郵便番号 093-8585　網走市北７条西３丁目

ウ　電話番号　　0152-41-0608

（６）工事発生材（スクラップ（鉄くず））の保管を担当する組織

ア　名称　　北海道オホーツク総合振興局産業振興部中部耕地出張所

イ　所在地　　郵便番号 090-0813　北見市中ノ島町１丁目２番34号

ウ　電話番号　　0157-23-5839

（７）前金払

前金払はしない。

（８）概算払

概算払はしない。

（９）部分払

部分払はしない。

（10）郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加するこ

とができない。

(11) 入札の執行

初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

(12) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(13) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(14) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。